

防衛省訓令第40号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第52条の規定に基づき、陸上自衛官及び海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令を次のように定める。

令和2年6月30日

防衛大臣 河野 太郎

陸上自衛官及び海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令

改正 令和6年10月28日省訓第320号

第1条 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第52条に規定する防衛大臣の定める船舶は、陸上自衛隊又は海上自衛隊の船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令（令和6年防衛省訓令第317号）別表第1の支援船のうち、海上幕僚長の指定するものとする。

第2条 自衛隊法施行規則第52条に規定する防衛大臣の指定する船舶は、防衛大臣又はその指定する者が乗

組を命じた船舶又はその母船たる船舶とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年6月30日から施行する。

(海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令の
廃止)

- 2 海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令（
昭和38年海上自衛隊訓令第19号）は、廃止する。

(防衛省職員給与施行細則の一部改正)

- 3 防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第
52号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項第2号中「海上自衛官の居住する
船舶の指定等に関する訓令（昭和38年海上自衛隊訓
令第19号）」を「陸上自衛官及び海上自衛官の居住
する船舶の指定等に関する訓令（令和2年防衛省訓令
第40号）」に改める。

附 則（令和6年10月28日省訓第320号）

この訓令は、令和6年10月28日から施行する。